

消 防 予 第 3 9 0 号
平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各政令指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

住宅用火災警報器設置対策連絡会の設置について

住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置対策については、「住宅用火災警報器の設置対策について」（平成 23 年 9 月 30 日付け消防予第 371 号）及び「住宅用火災警報器設置対策に係る各種施策の運用について」（平成 23 年 9 月 30 日付け消防予第 372 号）において、設置対策基本方針及び留意事項等を示したところですが、今般、全国消防長会から本基本方針等の趣旨に鑑み、別添のとおり「住宅用火災警報器設置対策連絡会の設置について」（平成 23 年 10 月 13 日付け全消発第 379 号）が発出され、既に設置されている「住宅用火災警報器設置推進連絡会」を、「住宅用火災警報器設置対策連絡会」として新たに位置付けた上で、推進を図っていくこととされましたのでお知らせします。

また、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の消防本部等（消防本部を置く場合は消防本部であり、置かない場合は町村をいう。以下同じ。）に対し、この旨周知いただくようお願いいたします。

〈連絡先〉

消防庁予防課 滝、児玉、石倉

電話：03-5253-7523

E-mail:t2.ishikura@soumu.go.jp

別添

全消発第379号

平成23年10月13日

各支部長・都府県道地区会長 殿

全国消防長会
会長 北村 吉男
(公印省略)

住宅用火災警報器設置対策連絡会の設置について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、本会の運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置対策につきましては、全国で設置義務化を迎えたことから、平成23年9月30日付け全消発第365号「住宅用火災警報器の設置対策について」により、今後の対策について通知したところでありますが、既に各支部及び都道府県消防長会に設置いただいております住宅用火災警報器設置推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）につきましても、今後は、住宅用火災警報器設置対策連絡会（以下「対策連絡会」という。）として新たに位置付けし、引き続き住警器の設置対策に係る各種施策を強力に推進していく必要があります。

つきましては、各支部・都道府県消防長会において、別添えを参考に既存の推進連絡会の要綱等を見直していただき、対策連絡会として新たに位置付けをした上で、引き続き住警器の設置対策に係る各種施策の推進について特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

<問い合わせ先>

全国消防長会事務局

担当：事業管理課 秋葉・山中

TEL：03-3234-1321

FAX：03-3234-1847

E-mail：jigyo-2@fcaj.gr.jp

住宅用火災警報器設置対策連絡会について

(※赤文字部分が見直す場合のポイント)

1 趣旨

「住宅用火災警報器設置対策基本方針」(以下「対策基本方針」という。)の趣旨に鑑みた、消防署又は消防本部を単位とする地域対策組織の整備、実施計画の見直し等を早期に実施していくため、消防機関が相互に情報共有、意見交換等を行う場として設けられていた住宅用火災警報器設置推進連絡会の組織を継続し、対策基本方針の趣旨を新たに踏まえた住宅用火災警報器設置対策連絡会(以下「対策連絡会」という。)として見直すことにより、各消防機関が迅速かつ的確に地域の活動を展開できるようにすることを目的とする。

2 設置単位等

(1) 設置単位

都道府県単位及び全国消防長会支部単位

(2) 役割分担

都道府県単位で情報交換又は検討を行った事項について、都道府県単位の連絡会で解決が困難な事案及び全国的に統一が必要な事案に関することについては、全国消防長会支部単位で情報共有し、検討を行う。

(3) 設置主体

都道府県消防長会及び全国消防長会支部

3 連絡事項

対策連絡会は、次の内容について、情報交換及び検討を行う。

- (1) 住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)の設置を推進するための地域推進組織のあり方、設置、運営の方法に関すること。
- (2) 住警器設置及び維持管理対策に係る取り組みの実施計画の内容に関すること。
- (3) 消防団、婦人(女性)防火クラブなどの地域組織との連携のあり方に関すること。
- (4) 住警器設置及び維持管理対策に係る広報のあり方に関すること。
- (5) 住警器設置及び維持管理対策に係る財政措置のあり方に関すること。
- (6) 住警器の奏功事例等の周知方法に関すること。
- (7) 各連絡会相互間の連携等に関すること。
- (8) その他住警器の設置及び維持管理対策に関すること。

4 対策連絡会設置要綱について

全国消防長会の都道府県単位及び支部単位における住警器設置対策共助体制について、別添1及び2のとおり各対策連絡会設置要綱(例)を参考として、各都道府県及び各支部の実情にあった組織を構築して、住警器の設置対策に関する諸問題の解決を図ることとする。

都道府県対策連絡会設置要綱（見直し例）（※赤文字部分が見直す場合のポイント）

〇〇都道府県消防長会住宅用火災警報器設置対策連絡会設置要綱

1 目的

〇〇都道府県の各消防本部管内における住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置を推進することを目的として、〇〇都道府県消防長会に〇〇都道府県消防長会住宅用火災警報器設置対策連絡会（以下「対策連絡会」という。）を設置する。

2 組織

対策連絡会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 対策連絡会の委員は、〇〇都道府県消防長会内の各消防本部の住宅防火を担当する課に置くものとする。
- (2) 対策連絡会の座長は、委員の互選により選出するものとする。
- (3) 座長は、オブザーバーとして、都道府県消防主管課のほか、必要な機関等の出席を求められることができる。

3 運営

- (1) 対策連絡会の開催は、原則年1回以上とし、座長が招集するものとする。
- (2) 対策連絡会は、招集によることを原則とするが、特に緊急を要する場合には書類回付によることができる。

4 事務局

対策連絡会の事務局は、座長の所属する消防本部の住宅防火を担当する課に置くものとする。

5 検討内容等

対策連絡会は、次の内容について情報交換及び検討を行う。

- (1) 住警器の設置対策を進める地域推進組織のあり方、設置、運営の方法に関すること。
- (2) 住警器設置対策に係る取り組みの実施計画の内容に関すること。
- (3) 消防団、婦人(女性)防火クラブなどの地域対策組織との連携のあり方に関すること。
- (4) 住警器設置対策に係る広報のあり方に関すること。
- (5) 住警器設置対策に係る財政措置のあり方に関すること。
- (6) 住警器の奏功事例等の周知方法に関すること。
- (7) 支部住宅用火災警報器設置対策連絡会（以下「支部対策連絡会」という。）への要請等に関すること。
- (8) その他住警器の設置対策に関すること。

6 支部対策連絡会への要請等

座長は、対策連絡会における情報交換及び検討について、支部対策連絡会に報告するものとする。また、検討された事項のうち解決が困難な事案及び全国的に統一が必要な事案等について、支部対策連絡会に検討を要請するものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、その都度当該都道府県で協議し決定する。

8 附則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

支部対策連絡会設置要綱（見直し例）（※赤文字部分が見直す場合のポイント）

〇〇支部住宅用火災警報器設置対策連絡会設置要綱

1 目的

〇〇支部内の各消防本部管内における住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置を推進することを目的として、〇〇支部に〇〇支部住宅用火災警報器設置対策連絡会（以下「支部対策連絡会」という。）を設置する。

2 組織

支部対策連絡会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 支部対策連絡会の委員は、〇〇支部内の都道府県消防長会住宅用火災警報器設置対策連絡会（以下「都道府県対策連絡会」という。）の座長及び支部長都市の住宅防火を担当する課長とする。
- (2) 支部対策連絡会の座長は、委員の互選により選出するものとする。
- (3) 支部対策連絡会の座長は、オブザーバーとして、必要な機関等の出席を求めることができる。

3 運営

- (1) 支部対策連絡会の開催は、状況に応じ、座長が招集するものとする。
- (2) 支部対策連絡会は、招集によることを原則とするが、特に緊急を要する場合には書類回付によることができる。

4 事務局

支部対策連絡会の事務局は、座長の所属する消防本部の住宅防火を担当する課に置くものとする。

5 検討内容等

支部対策連絡会は、次の内容について情報交換及び検討を行う。

- (1) 都道府県対策連絡会で、解決が困難な事案及び全国的に統一が必要な事案に関すること。
- (2) その他住警器の設置対策に関すること。

6 全国消防長会への要請等

座長は、都道府県対策連絡会からの報告及び支部対策連絡会における検討について、全国消防長会に報告するものとする。また、検討された事項のうち解決が困難な事案及び全国的に統一が必要な事案等について、全国消防長会に検討を要請するものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、その都度当該支部で協議し決定する。

8 附則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

住宅用火災警報器設置対策会議のイメージ

